

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後				現 行			
(略) 1～3 (略)				(略) 1～3 (略)			
別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中欄釈を要する語				別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中欄釈を要する語			
外為令別表の項	外為令別表中 解釈を要する語	解 釈		外為令別表の項	外為令別表中 解釈を要する語	解 釈	
1～5	(略)	(略)		1～4	(略)	(略)	
6	(略)	(略)		6	(略)	(略)	
	貨物等省令第18条第1項第一号に掲げる技術のうち、貨物等省令第5条第二号ロ（三）若しくは貨物等省令第18条第1項第一号イに該当するものの設計又は製造に必要な技術		貨物等省令第5条第二号ロ（三） <u>及び</u> 貨物等省令第18条第1項第一号イに該当しない貨物（一方向位置決めの繰返し性の申告値によって確認できるものに限る。）の設計若しくは製造に係る技術又は貨物等省令第15条第1項第四号に該当する技術を除く。		貨物等省令第18条第1項第一号に掲げる技術のうち、貨物等省令第5条第二号ロ（三）若しくは貨物等省令第18条第1項第一号イ <u>若しくは</u> ロに該当するものの設計又は製造に必要な技術		貨物等省令第5条第二号ロ（三） <u>並びに</u> 貨物等省令第18条第1項第一号イ <u>及び</u> ロに該当しない貨物（一方向位置決めの繰返し性の申告値によって確認できるものに限る。）の設計若しくは製造に係る技術又は貨物等省令第15条第1項第四号に該当する技術を除く。

		注：一方向位置決めの繰返し性の新告値とは、運用通達１－１（７）の輸出令別表第１中解釈を要する語の欄に掲げる語中、輸出令別表第１の６の項の欄中の「貨物等省令第５条第二号イ、ロ及びハ中の一方向位置決めの繰返し性」の解釈中「注１」に規定する「一方向位置決めの繰返し性の申告値」と同じ。
	(略)	(略)
7	必要な技術	(略)
	<u>プロセスデザインキット</u>	<u>技術的及び製造上の制約に従い、特定の半導体プロセスを使用した、特定の半導体集積回路の設計に必要とされる設計活動やルールが保証された設計ツールであって、半導体製造者から提供されるものをいう。</u>
	(略)	(略)
8	必要な技術	(略)

		注：一方向位置決めの繰返し性の新告値とは、運用通達１－１（７）の輸出令別表第１中解釈を要する語の欄に掲げる語中、輸出令別表第１の６の項の欄中の「貨物等省令第５条第二号イ、ロ及びハ中の一方向位置決めの繰返し性」の解釈中「注１」に規定する「一方向位置決めの繰返し性の申告値」と同じ。
	(略)	(略)
7	必要な技術	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
8	必要な技術	(略)

1 1 ・ 1 2	(略)	(略)		1 1 ・ 1 2	(略)	(略)	
1 3	貨物等省令第 2 5 条第 3 項 第二号ル中の 技術	<u>レーザービーム加 工、ウォータージ ェット加工、電解 加工又は放電加工 を含む。</u>	(略)	1 3	貨物等省令第 2 5 条第 3 項 第二号ル中の 技術	<u>(新設)</u>	(略)
1 4 ・ 1 5	(略)	(略)		1 4 ・ 1 5	(略)	(略)	
別紙 1 － 2 ～別紙 4 (略)				別紙 1 － 2 ～別紙 4 (略)			
参考様式 1 ～ 4 (略)				参考様式 1 ～ 4 (略)			